

電気工事業の通知申請手続きについて（変更）

通知をしている方が変更の手続きをするのに必要な書類は下記のとおりです。

通知電気工事業者変更届出一覧

No. 変更事項 必要書類等	1	2	3	4	5	6	7
	個人氏名・法人名称	個人住所・法人所在地	営業所名称	営業所所在地	法人代表者	営業所増設	組織変更
通知事項等変更通知書(様式第14の4)	○	○	○	○	○	○	○
誓約書					○	○	○
備付器具調書						○	
標識仕様書	○		○		○	○	○
※ 申請者が個人の場合：住民票抄本原本		○				○	
※ 申請者が個人の場合：戸籍抄本原本	○						
※ 申請者が法人の場合：登記事項証明書原本	○	○			○	○	○
現在所持する通知受理通知証原本	○	○	○	○	○	○	○

注意事項

- ※住民票、登記事項証明書及び戸籍抄本は申請時、3か月以内のものです。
- ※「法人設立」「事業の譲渡・承継」「相続」「合併」の際の変更手続きは、通知工事業者の場合はすべて「新規通知」の手続きが必要です。
- ※手数料はすべて無料です。

- No. 1 株式会社〇〇→株式会社××」等、同一法人組織内での名称変更です。
- No. 4 移転先が県外の場合は変更手続きではなく、移転先での手続きが必要になります。
- No. 6 市(町村内)に増設する場合のみです。
- No. 7 「有限会社〇〇」→「株式会社〇〇」等、法人組織間の変更のみです。